

○熊本県警察職員の服務に関する訓令

昭和37年4月30日
本部訓令甲第32号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、職員（熊本県警察職員のうち地方公務員である者をいう。第2条、第3条、第5条から第7条まで、第8条から第12条の2まで、第16条から第21条まで及び第25条から第33条までを除き、以下同じ。）の服務を適正にし、警察の民主的かつ能率的運営を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 職員の服務は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3章第6節(服務)及びこれに基づく条例その他別に定めのある場合のほか、この訓令の定めるところによる。

(所属長の定義)

第3条 この訓令において「所属長」とは、熊本県警察本部(以下「本部」という。)の部長、参事官、理事官、課長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、企画調査官及び監察官、熊本市警察部(以下「市警察部」という。)の部長、庶務課長及び政策企画官、警察学校長(以下「校長」という。)並びに警察署長(以下「署長」という。)にあつては熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)を、その他の職員にあつては所属する本部の課長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、市警察部の庶務課長、校長並びに署長をいう。

第2章 職員の一般的義務

(宣誓事項の遵守)

第4条 職員は、熊本県警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第31号)に基づく宣誓事項を忠実に守らなければならない。

(服装等の端正)

第5条 職員は、常に身体及び服装を清潔かつ端正に保たなければならない。

(日常の携帯品)

第6条 警察官は、警察手帳、手錠及び警笛を常に携帯しなければならない。ただし、所属長が特に指定した場合又は所属長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 職員は、常に名刺(別記様式第1)を5枚以上携帯し、職務上名刺を使用する場合は、この名刺を用いるものとする。ただし、所属長は職務の円滑な執行のため他の様式の

名刺を必要と認める係については、当該職務を執行する場合に限り、これと異なる様式の名刺を使用させることができる。

(廉潔等の保持)

第7条 職員は、職務に支障を生じ、又は警察の信用を傷つけることのないよう常に廉潔と品位の保持に努めなければならない。

2 職員は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(1) 職務上必要がある場合のほか、品位を疑われるようないかげしい場所に入出りをすること。

(2) 名目のいかんを問わず、職務に支障を及ぼし、又は廉潔、品位を失するような契約、約束、遊興をし、若しくは物品等の贈与、收受をすること。

(3) 職務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒すること。

(4) みだりに負債をすること。

(営利企業への従事等の制限)

第7条の2 職員は、地方公務員法第38条の規定に基づき、あらかじめ本部長の許可を受けなければ、営利企業に従事等をしてはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 営利企業への従事等の許可に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附金など)

第8条 職員は、本部長の許可がなければ目的のいかんを問わず寄附金などの募集をし、又は受けてはならない。

(車両運転)

第9条 職員は、車両を運転する場合は、公用、私用を問わず道路交通法その他車両運転に関する規定を厳守して安全運転を行い、他の模範になるよう努めなければならない。

(身分上の請託)

第10条 職員は、昇任、配置その他自己の身分上の取扱いについて、部外の人に援助を依頼してはならない。

(所見の公表及び寄稿)

第11条 職員は、職務に関連し、又は職務に影響を及ぼすおそれのある所見を公表し、若しくは新聞、雑誌等に寄稿しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(国内の私事旅行)

第12条 警察官（本部長を除く。第12条の2並びに第32条第1項及び第3項において同じ。）は、私事旅行（私事のため住所又は居所を離れることをいう。以下同じ。）の旅行先が、第32条第1項に規定する居住しなければならない区域（以下「居住区域」という。）の区域外であって、その旅行先から勤務する所属（分駐隊に勤務する警察

官については、当該分駐隊を勤務する所属とみなす。以下「勤務所属」という。)までに要する時間が60分を超えるときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、署長は、旅行先が県外である場合又は第32条第5項に規定する署長宿舎以外の場所に宿泊する場合は、あらかじめ本部長へ申請し承認を受けなければならない。
- 3 第32条第1項から第4項までの規定により、居住区域の区域外に居住する警察官が私事旅行をしようとする場合に届出を要する場所については、別に定める。
- 4 一般職員は、私事旅行の旅行先から勤務所属までに要する時間が60分を超えるときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。
- 5 勤務所属までの通勤に要する時間(以下「通勤所要時間」という。)が60分を超える場所に居住する一般職員が私事旅行をしようとする場合に届出を要する場所については、別に定める。
- 6 前各項の規定による届出又は申請は、熊本県警察統合OAシステム(以下「統合OAシステム」という。)により行うものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、やむを得ない場合は、電話等により届出又は申請を行うこととし、私事旅行を終えたときは、速やかに統合OAシステムにより当該届出又は申請に係る内容を登録するものとする。
- 8 職員(本部長を除く。次項において同じ。)は、緊急の用務等公務上の理由により、所属長から私事旅行の中止又は日程の変更を命ぜられたときは、これに従わなければならない。
- 9 職員は、私事旅行をするときは、連絡手段を確保し、緊急の用務等に応じられるよう努めなければならない。

(国外への私事旅行)

第12条の2 職員は、私事のため国外に旅行しようとするときは、国外旅行承認願(別記様式第2)により、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、本部長が別に定める場合は、所属長を経由して本部長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、本部長の承認を受けるときは、警務部警務課長を経由するものとする。

第3章 勤務

(勤務時間)

第13条 職員の勤務時間については、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号)の定めるところによる。

(休日勤務及び時間外勤務)

第14条 緊急の用務その他の理由により、所属長から休日又は前条により定められた正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた者は、前条の規定にかかわらず、これに従わなければならない。

(勤務時間等の把握)

第15条 所属長は、職員の勤務時間その他の必要とする事項を把握しておかなければならない。

(連絡手段の確保等)

第16条 職員は、不測の事態に備え、常に連絡手段を確保し、又は所在を明らかにして緊急の用務に応じ得るよう努めなければならない。

(退庁時の処置)

第17条 職員は、退庁の際は文書、物品及び火気を始末し、施錠をなし、鍵は当直員(警察署においては当番員)に引き継がなければならない。

(非常災害時等の処置)

第17条の2 所属長は、火災、風水害等非常災害の発生に備え、熊本県庁舎等管理規定に定めるもののほか、警察の施設、書類、その他物品の保全及び救護を行うための活動体制を整備し、訓練しておかなければならない。

(警察本部当番、警察署当番及び当直)

第18条 職員の警察本部当番、警察署当番及び当直については、別に定める。

(出張中の予定の変更)

第19条 職員は、出張中、用務の都合その他やむを得ない理由により予定を変更する必要がある場合は、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、そのいとまがない場合は事後、速やかに報告しなければならない。

第20条 削除

(着任期間)

第21条 職員が新たに採用され又は転勤を命ぜられた場合は、所属長により着任の日を指定されたときを除き、次の各号に従って着任しなければならない。

- (1) 所属を異にする異動にあつては発令の日から7日以内
- (2) 所属を同じくする異動にあつては発令の日から5日以内
- (3) 前各号とも住居の移転を必要としないときは即日

2 傷病その他の理由により前各号の期間内に着任できない理由があるときは、所属長の承認を受けなければならない。

第4章 休暇及び欠勤

(休暇願)

第22条 職員は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第12条から第15条の2までに規定する

休暇を得ようとする場合は、あらかじめ次の各号に定めるところにより、所属長の決裁を受けなければならない。

- (1) 統合OAシステムにより必要事項を入力すること。
- (2) 週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)を除き引き続き6日を超えて20日以内の休暇(職員の親族が死亡した場合における特別休暇を除く。)にあつては、前号によるほか、医師の診断書その他理由を証明する書面(以下「証明書面等」という。)を所属長に提出するものとし、20日を超える休暇にあつては、休暇願(別記様式第3)に証明書面等を添えて本部長に提出すること。

2 病気、災害その他やむを得ない理由により、あらかじめ前項の規定による入力又は書面の提出ができないときは、電話などにより承認を受けたのち所定の手続きをしなければならない。

3 20日を超える休暇を得た後出勤したときは、出勤報告(別記様式第4)を所属長を経て本部長に提出しなければならない。

(欠勤)

第23条 職員は、欠勤しようとするときは、統合OAシステムにより所属長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、本条において準用する。

(休職申請)

第24条 所属長は、その所属職員が勤務時間条例第13条に規定する病気休暇の期間が満了してもなお療養を必要とするときは、その期間満了前5日までに休職申請書(別記様式第5)に医師の診断書を添えて本部長に提出しなければならない。

第5章 指導監督

(幹部の責務)

第25条 主任以上の地位にある者(以下「幹部」という。)は、部下職員の規律、執行務などについて指導監督を行い、その長所を伸ばし、短所を補い、もって部内の規律を維持し、職務執行の適正と事務能率の向上を図るよう努めなければならない。

(指導監督事項)

第26条 監督指導は、おおむね次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 規律

- ア 責任観念の厚薄
- イ 礼式、服装及び態度
- ウ 給貸与品の保存、手入れ
- エ 品位保存

(2) 執行務

- ア 訓示、指示及び命令の遵守状況
- イ 犯罪の予防及び取締り検挙状況

- ウ 視察、調査及び報告の適否
- エ 事務処理及び文書簿冊の整理保存の適否
- オ 公衆接遇の適否
- カ 幹部の指導監督の適否
- キ 被留置者及び保護者などの看守保護の適否
- ク 現金、物品などの経理及び保管取扱いの適否

第27条 削除

第6章 用品の保管等

第28条 削除

(用品の保管及び取扱い)

第29条 職員は、貸与品、支給品及び自己の使用する公の物品(以下「用品」という。)の保管及び取扱いについては、常に適切な注意を払わなければならない。

(用品の亡失等の報告)

第30条 職員は、用品を亡失又は損傷したときは、直ちに所属長に報告して指示を受けなければならない。

(用品の返納)

第31条 職員は、身分を失い、又は休職を命ぜられた場合は、貸与品及び使用期間の満了しない支給品を所属長を経て本部長に返納しなければならない。

第7章 その他

(居住地)

第32条 警察官は、原則として勤務所属の居住区域の区域内に居住しなければならない。ただし、居住区域の区域外に居住しようとする警察官のうち、警部補以下の階級にある者で通勤所要時間が60分以内のものは、居住区域外居住届(別記様式第6)により所属長に届け出ることによって、居住区域の区域外に居住することができる。

2 前項の居住区域は、次の表の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。

所属	区域
熊本市に所在する所属(熊本北合志警察署を除く。)	熊本市の区域
熊本北合志警察署	熊本市の区域及び合志市の区域
熊本市以外に所在する所属(運転免許課及び運転免許試験課を除く。)	当該所属の所在地を管轄する警察署の管轄区域
運転免許課及び運転免許試験課	熊本市の区域、合志市の区域及び大津警察署の管轄区域

3 警察官は、特別の理由により居住区域の区域外に居住しようとする場合(第1項に規定する場合を除く。)は、次の表の第1欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の第

2 欄に掲げる基準に従って、第 3 欄に掲げる書面により、第 4 欄に掲げる者へ申請し承認を受けなければならない。

階級	基準	様式	承認者
警視正	居住区域の区域外に居住する者	居住区域外居住承認申請（甲）（別記様式第 6 の 2）	警務部長
警視（所属長級以上）			
警視（特別官級）	勤務所属までの通勤所要時間が 60 分を超える者	居住区域外居住承認申請（乙）（別記様式第 6 の 3）	所属長
	勤務所属までの通勤所要時間が 60 分以内の者	居住区域外居住承認申請（丙）（別記様式第 6 の 4）	
警部	勤務所属までの通勤所要時間が 60 分を超える者	居住区域外居住承認申請（乙）（別記様式第 6 の 3）	警務部長
	勤務所属までの通勤所要時間が 60 分以内の者	居住区域外居住承認申請（丙）（別記様式第 6 の 4）	所属長
警部補以下	勤務所属までの通勤所要時間が 60 分を超える者		

- 4 前項の場合において、警視（特別官級）又は警部の階級にある者で、警務部長の承認を受けようとするものは、所属長にその旨を申し出るものとし、所属長は、その申出が適当であると認めるときは、速やかに、警務部長に申請を行うものとする。
- 5 署長は、勤務所属の署長宿舎に居住しなければならない。
- 6 駐在所に勤務を命ぜられた者は、当該駐在所に居住しなければならない。ただし、複数の者が勤務を命ぜられた駐在所において、居住を命ぜられた者以外の者については、この限りでない。
- 7 所属長から職務の必要性により住居を指定された者は、これに従わなければならない。
- 8 警察官待機宿舎、警察共済宿舎、県有宿舎等警察が管理している宿舎に居住している者は、人事異動等により所有者から明渡しを求められたときは、これに従わなければならない。

（身上関係異動報告）

第 33 条 職員は、結婚又は離婚、家族の出産又は死亡などの身上関係の異動が生じたときは、関係書類を添え、速やかに統合 O A システムにより所属長に報告しなければならない。

（辞職願）

第34条 辞職しようとする職員は、辞職願(別記様式第7)を所属長を経て本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則(昭和37年10月本部訓令甲第69号)

附 則(昭和38年3月第6号)

附 則(昭和38年6月第13号)

前 文(昭和39年4月13日本部訓令甲第7号)抄

1 昭和39年4月13日から施行し、昭和39年3月26日から適用する。

附 則(昭和39年10月第26号)

附 則(昭和39年11月第28号)

附 則(昭和40年2月第3号)

附 則(昭和40年12月1日本部訓令甲第26号)

この訓令は、昭和40年12月1日から施行する。

附 則(昭和41年11月6日本部訓令甲第16号)

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和42年8月1日本部訓令甲第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。ただし、巡査長を除く職員の使用する名刺に関する規定については、昭和43年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 巡査長を除く職員の使用する名刺については、昭和42年8月1日から昭和43年3月31日までの間を準備期間とし、順次この訓令に定める様式に改めるものとする。

附 則(昭和44年7月5日本部訓令甲第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月23日本部訓令甲第8号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年12月20日本部訓令甲第21号)

この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月19日本部訓令甲第8号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月18日本部訓令甲第4号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月12日本部訓令甲第2号)

- 1 この訓令は、昭和50年3月20日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の規定に基づき、現に区域外居住承認を受けている者並びに単身赴任承認を受けている者で引き続き現住所に居住する者は、改正後の当該規定に基づく承認を受けた者又は届出た者とみなす。

附 則(昭和53年3月24日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日本部訓令甲第5号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月14日本部訓令甲第12号)

この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月14日本部訓令甲第2号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年11月13日本部訓令甲第11号)

この訓令は、昭和61年11月13日から施行する。

附 則(平成元年4月25日本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成元年4月30日から施行する。

附 則(平成元年9月28日本部訓令甲第16号)

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成3年3月25日から施行する。

附 則(平成3年12月20日本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月18日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成4年3月24日から施行する。

附 則(平成4年12月24日本部訓令甲第17号)

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年2月14日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成7年2月15日から施行する。

附 則(平成7年3月28日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日本部訓令甲第12号)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の熊本県警察職員の服務に関する訓令第22条第1項第1号の規定により備え付けられている休暇簿は、改正後の熊本県警察職員の服務に関する訓令第22条第1項第1号の規定により備え付けられている休暇簿(年次有給休暇用)及び休暇簿(病気休暇・特別休暇用)とみなす。

附 則(平成9年3月25日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則(平成11年3月26日本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月20日本部訓令甲第3号)抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成13年3月14日本部訓令甲第5号)
この訓令は、平成13年3月23日から施行する。

附 則(平成13年3月21日本部訓令甲第6号)抄
(施行期日)

- 第1条 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月27日本部訓令甲第14号)抄

- 1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年7月23日本部訓令第11号)

- 1 この訓令は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際改正前の熊本県警察職員の服務に関する訓令第32条の規定により所属長に届け出た者又は所属長の承認を受けている者は、改正後の熊本県警察職員の服務に関する訓令第32条の規定により所属長に届け出たもの又は警務部長の承認を受けたものとみなす。

附 則(平成17年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第5号)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に事務吏員、技術吏員又は警察技師の職にある職員は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって熊本県警察職員に任命され、現に命ぜられている職を命ぜられたものとする。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成21年8月3日本部訓令第9号)

この訓令は、平成21年8月3日から施行する。

附 則(平成22年2月4日本部訓令第1号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の熊本県警察職員の服務に関する訓令第32条第1項の規定により届け出、又は同条第3項により承認を受けている者は、それぞれ改正後の熊本県警察職員の服務に関する訓令第32条第1項又は同条第3項により承認を受けた者とみなす。

附 則(平成22年3月31日本部訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成22年6月30日本部訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日本部訓令第5号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日本部訓令第11号)

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年11月16日本部訓令第18号)

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月8日本部訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月11日から施行する。
(熊本県警察職員の服務に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に改正後の熊本県警察職員の服務に関する訓令第32条第1項に規定する居住区域の区域外に居住している警察官は、同項の規定による届出をし、又は同条第3項の規定による承認を受けたものとみなす。

附 則(令和5年3月10日本部訓令第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

※ 別記様式 (略)